

令和2年 第4回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和2年11月27日 開会

令和2年11月27日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第4回臨時会

令和2年11月27日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第48号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）
- 4 議案第49号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第50号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 6 議案第51号 第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画の策定について
- 7 発議第2号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（8名）

議長	9番	小松正年君	1番	高田英利君
	2番	野崎敬恭君	3番	柴田典男君
	4番	東藤晃義君	5番	折坂美鈴君
	6番	静川広巳君	7番	牧島良和君

○欠席議員（1名）

副議長 8番 中川清美君

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課主幹	城宝睦己君
総務課主幹	明日見将幸君
くらし応援課長	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
産業振興課長	横井正樹君
建設課長	馬狩範一君
教育委員会事務局長	上嶋俊文君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局

書

長

記

國 田 朋 子 君

西 川 茉 里 君

◎開会の宣言

○議長

おはようございます。本日の出席人員は8名でございます。定足数に達しております。

中川議員につきましては、一身上の都合のため、欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

ただいまから、令和2年第4回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番高田議員、2番野崎議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第48号

○議長

日程第3、議案第48号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第48号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ313万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億729万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

北海道浦臼町長 川畑 智昭。

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。

5款農林水産業費1項12目ジビエ処理加工センター管理運営費、補正額250万円の追加でございます。12節委託料につきまして、ジビエ処理加工センター減量化施設におけるエゾシカ残さ処理能力の回復を図るため、既存菌床の一部を産業廃棄物として処理するための業務を委託するとともに、処理作業に必要となる消耗品の購入費並びに新たな菌床管理に必要な原材料費を合わせて追加するものでございます。

7款土木費4項1木下水道整備費、補正額63万6,000円の追加でございます。27節操出金につきまして、下水道事業特別会計の財源調整のため、特別会計への操出金を追加するものでございます。

歳出合計313万6,000円の追加でございます。以上が歳出についてのご説明でございます。

続きまして歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額313万6,000円の追加でございます。今回の補正予算にかかる財源として、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の313万6,000円の追加となっております。

以上が、議案第48号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）の内容でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

2点お尋ねをいたします。1点目は、減量化資材について20万円追加ということであります。従前の年間契約のなかで月々8万円ほどの資材についての予算組みがあったと思いますけれども、月々の8万円からの費用というのは、契約として頭数が月々50頭、60頭入らないときもその契約ということで執行されていけば、新たな予算の理解ができますが、資材が月々もし菌床含めて、菌含めて余っていくことで持ち越していったときに、その菌が今回のように投入量がオーバーになったときに菌についての使い方ができるのかなと思いますけれども、従前の予算の部分は月々の契約料で支払っている部分、したがって新たに20万円ということに理解して良いのか、その点について確認をした

いと思います。

それともう一つ、下水道事業特別会計の操出金はこれほどの部分なのか、どのような繰り出しの予算目的になっているのかをお尋ねいたします。

○議 長

答弁お願いします。横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

1点目のご質問にお答えいたします。今回、資材のところでは20万円追加させていただきますのは、今回、木チップの分を産廃として出すことになっておりまして、それに追加投入する木チップの材料費と資材費ということで20万円を追加させていただいております。

年間の契約で行っている8万円の部分については、エスパス菌の購入のところに係る費用でありまして、今回の材料については木チップの金額ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議 長

次の質問。馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。操出金につきましては議案第49号の下水道の補正予算の方で詳細を述べたいと思います。以上です。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

1番目の質問で、ということになればエスパス菌の投入ではないという理解でよろしいんですね。

○議 長

答弁願います。横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

今回はエスパス菌を新たに購入するとは考えておりません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第48号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第49号

○議 長

日程第4、議案第49号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第49号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,218万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

北海道浦臼町長 川畑 智昭。

はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ9ページをお開きください。

1款1項3目下水道維持管理費におきまして、63万6,000円の追加となっております。内訳としまして、3節職員手当等の期末勤勉手当におきまして、扶養手当にかかる増額部分と、人事院勧告の減額部分を相殺した6万6,000円の追加と、14節工事請負費におきまして、新築住宅の増加による公共ますの設置工事が不足となり、57万円を追加し、計63万6,000円の追加となっております。

次に歳入についてご説明します。6ページ7ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金につきまして、63万6,000円を追加となっております。

歳入合計歳出と同じ63万6,000円の追加となっております。

以上、議案第49号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ただいま一般会計への続きといたしますか、執行の面で報告があったところです。公営住宅のますについての予算と理解をするわけですが、であればこの位置の何基というようなことでの説明はお願いできますか。

○議長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。公営住宅ではなくて、一般の住宅の新築工事ということで当初予算で1件分、60万円の予算を取っていたんですが、本年で2件の新築工事が申請があり、また新たに1件追加になったものですから、57万円追加となっております。以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第49号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第50号

○議長

日程第5、議案第50号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の2ページ目をお開き願います。

議案第50号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日提出

浦臼町長 川畑 智昭。

提案理由でございますが、令和2年度人事院勧告によって示されました民間の給与水準に準拠し、特別職、職員、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。次のページをお開き願います。

浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。改正条文の説明を行いますが、この度の改正条例は8条だでの改正としております。順に新旧対照表によりご説明申し上げますので別冊参考資料の1ページ目をお開き願います。

第1条の改正につきましては、浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例第4条第2項に定めております12月に支給する期末手当の支給割合を100分の225から100分の220に引き下げる改正でございます。

続きまして2ページ目をお開き願います。第2条の改正につきましては、条例第4条第2項で定めます6月に支給する期末手当の支給割合を100分の225を100分の222.5に引き下げまして、また、先ほど第1条で改正をいたしました12月の支給割合を100分の220から100分の222.5に引き上げる改正でございます。

続きまして3ページ目をお開き願います。第3条の改正につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例第21条第2項及び、第3項で定めます期末手当の支給割合を100分の130から100分の125に引き下げる改正でございます。

続きまして4ページ目をお開き願います。第4条の改正につきましては、先ほど第3条で改正いたしました、期末手当の支給割合を100分の125を100分の127.5に引き上げる改正でございます。

5ページ目をお開き願います。第5条の改正につきましては、浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。附則第3項で定めます期末手当に関する経過措置の支給割合、100分の130を100分の125に引き下げる改正でございます。

6ページ目をお開き願います。第6条の改正につきましては、附則第3項で定めます期末手当に関する経過措置、条例第12条第1項の規定におきまして準用いたします給与条例第21条第2項の規定について、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間、100分の125とあるのは100分の90を、100分の127.5とあるのは100分の90と改めまして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、100分の125とあるのは100分の110を、100分の127.5とあるのは100分の110と改正するものでございます。

続きまして7ページ目をお開き願います。第7条の改正につきましては、浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例第8条第1項第2号に定めます期末手当の支給割合を100分の130から100分の125に引き下げ、附則第3項にあります支給割合100分の130を100分の125に引き下げる改正ございま

す。

8ページをお開き願います。第8条の改正につきましては、第7条で改正しました期末手当の支給割合、100分の125を100分の127.5に引き上げ、附則第3項で期末手当に関する経過措置の条例第8条第1項第2号に定める支給割合を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、100分の125とあるのは100分の90を、100分の127.5とあるのは100分の90と、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間、100分の125とあるのは100分の110を、100分の127.5とあるのは100分の110と改正するものでございます。

議案書の4ページにお戻り願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定につきましては令和3年4月1日から施行する。

以上が、議案第50号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第50号 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第51号

○議長

日程第6、議案第51号 第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹(城宝睦己君)

議案書の5ページをお開きください。

議案第51号 第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画の策定について。

第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画を別冊のとおり策定することについて、浦臼町議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年浦臼町条例第5号）第2条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

浦臼町長 川畑 智昭。

提案理由につきましては、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする第4次浦臼町総合振興計画に係る前期5年間の基本計画が令和元年度をもってその計画期間が終了いたしましたことから、引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図るため、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしたく、浦臼町議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まずはじめに策定経過等についてご説明申し上げますので、別冊にて配付させていただいております第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画策定経過等と表題に記載された資料をご高覧ください。

1、策定作業の経過でございますが、令和元年11月から令和2年3月にかけて前期基本計画の達成状況調査及び後期基本計画原案に登載する主要施策の集約作業を庁内ヒアリング形式により実施してございます。また、本作業と並行する形で令和元年12月13日に第1回総合振興計画策定委員会を開催いたしました。この委員会は2ページ目に記載の町民19名による構成となっており、総合振興計画策定作業についてのご説明と合わせ、原案に対するご意見等の提出をご依頼申し上げたものでございます。その後、策定委員のみなさまからの意見集約を行い、当該意見を反映させた計画原案の作成作業、補修正作業を令和2年9月まで行ってございます。

9月30日には第2回総合振興計画策定委員会を開催し、補修正作業を行った計画原案についてご説明申し上げ、ご承認を受けた計画原案を計画素案としてご決定をいただいております。

10月12日から30日までの19日間、パブリックコメントを実施し、計画素案に対するご意見を広く募集したところでございます。パブリックコメントの実施と平行する形でございますが、10月15日には町長から総合開発審議会へ計画素案の諮問を行い、同日第1回総合開発審議会を開催してございます。10月30日は第2回総合開発審議会が開催され、計画素案の補修正内容のご審議、パブリックコメント結果の考察、町長への答申案のご審議を経て、審議会終了後町長に対し答申がなされたものでございます。以上が策定作業経過でございます。

それでは、第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画案をご高覧いただきたいと存じますが、本基本計画案は10年間を計画期間とし、計画期間末である10年後の令和6年度に本町が目指すべき姿とそれを実現するための計画の体系や施策の大綱等を示した基本構想に基づき、今後行う主要施策等を示したもので、社会情勢の変化等に対応できるよう10年間を5年間に区分して策定する前期後期の基本計画のうち、後期基本計画となるものでございます。今回策定いたしました基本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とするものでございます。

それでは、別冊にて配付させていただいております、うらうすチャレンジプラン後期基本計画をご高覧ください。

表紙をめくっていただきまして目次でございます。第1編の序論につきましては、第1章から第3章まで、第2編の後期基本計画につきましては、第1章から第6章の章立てによる構成となっております。

2ページをお開きください。序論の第1章におきましては計画策定の目的、役割、構成と期間を記載してございます。本計画につきましては、基本構想に基づきこれまで推進してまいりました前期基本計画の達成度を評価し、現状認識と課題を明らかにした上で新たな施策及び継続すべき施策を登載するとともに、急速な人口減少への対応等を大きな課題とし、こうした社会情勢の変化や町の課題に的確に対応しながら住みよい浦臼町の実現を目的として、後期5年間のまちづくりの指針として策定することとしてございます。

4ページをお開きください。第2章ではまちづくりにおける3つの基本原則、将来像、新たな人口予測に基づく令和6年度の人口目標、計画の体系について記載してございます。

8ページをお開きください。第3章では自治体を取り巻く社会環境の変化に伴い、まちづくりにおいて対応すべき8つの時代潮流について記載してございます。

11ページをお開きください。第2編後期基本計画でございます。次のページをお開きください。序章といたしまして、後期5年間における3つの重点テーマを掲げてございます。

13ページをご覧ください。重点テーマ1につきましては、「快適定住環境」のまちづくり、サブテーマは定住環境の向上と移住・定住の促進でございます。本テーマは本町の重要課題である人口減少の抑制を目指し、安心・安全な生活環境づくり、定住基盤となる住宅・宅地の供給、移住・定住支援をリードする施策を重点的に推進しようとするものでございます。重点施策といたしまして、町立診療所の充実、防災体制の確立、防災関連施設・設備の充実、防犯体制・活動の強化及び推進、公営住宅の整備・適正管理の推進、宅地の供給、住宅取得等への支援、移住・定住の促進、公共交通の維持及び利便性の向上、以上9つの施策を掲げるものでございます。

14ページをお開きください。重点テーマ2につきましては、「農」と「浦臼町ファン」を育むまちづくり、サブテーマは農業の振興と交流人口、関係人口の増加でございます。本テーマは本町のまちづくりにおいて中心となる農業の振興と交流人口・関係人口の増加を目指し、農業の維持及び新たな展開、観光機能の強化、浦臼町ファンづくりをリードする施策を重点的に推進しようとするものでございます。重点施策といたしまして、多様な農業担い手の育成・確保、農業生産の効率化・省力化・低コスト化の支援、農村の所得向上、「産業観光推進グランドデザイン」の推進、地域観光・交流資源の活用、プロモーション活動の推進、東京浦臼会との交流等の推進、ふるさと納税の有効活用の8つの施策を掲げるものでございます。

15ページをご覧ください。重点テーマ3といたしましては、「子ども」が輝くまちづくり、サブテーマは子育て・保育・教育環境の充実でございます。本テーマは子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育ち、明日の浦臼町の力・財産として成長していくことができるよう、子育て・保育環境の充実、教育環境の充実をリードする施策を重点的に推進しようとするものでございます。

重点施策といたしましては、保育サービス等の充実、地域における子育て支援サービスの充実、子育て世代包括支援センターの充実・活用、子どもの安全の確保、教育内容の充実、コミュニティ・ス

クールの充実、保護者負担軽減対策の充実の7つの施策を掲げるものでございます。

以上が序章についての内容でございます。

16ページの「第1章 豊かで活力に満ちた産業のまち」から、73ページの「第6章 みんなでつくる自立したまち」までにつきましては、当計画書7ページの計画の体系に記載してございます基本構想に基づき設定しております、6項目の基本目標を各章のタイトルとしており、各章におきまして関連する施策分野ごとに現状と課題、当該課題の解決や目標を達成するために取り組む主要施策を整理、登載しているものでございます。

以上が、議案第51号 第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画の策定についての内容でございます。ご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

大変時間をかけて、じっくりと練られた、策定された基本計画だと思います。今後、これを町民の方にどのように周知していくのかということをお願いしたいと思います。

町民の方がじっくりと計画を手にとって見ていただく、そのような環境はつくられるのでしょうか。

○議 長

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。周知方法でございますが、ホームページ等、多様な媒体を通じまして周知させていただきたいと考えてございますが、大冊となるため、ダイジェスト版をこれから作成を予定してございます。そちらを庁舎内に設置する形等々含めまして、広く目につく形で周知を図ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第51号 第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画の策定については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第2号

○議 長

日程第7、発議第2号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第2号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本会議に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和2年第4回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分